

会社名 株式会社エーアイ
代表者名 代表取締役社長 廣飯 伸一
(コード：4388 東証グロース)
問合せ先 執行役員総務グループ統括 小川 遼
(TEL. 03-6801-8402)

株式会社フュートレックの普通株式（証券コード 2468）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社エーアイ（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年5月11日開催の取締役会において、株式会社フュートレック（証券コード：2468、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2023年5月12日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2023年6月8日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社エーアイ
所在地 東京都文京区西片一丁目15番15号

(2) 対象者の名称

株式会社フュートレック

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,793,200株	3,793,200株	3,793,200株

(注1) 本公開買付に応募された株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,793,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（3,793,200株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

①買付け等の期間

2023年5月12日（金曜日）から2023年6月8日（木曜日）まで（20営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は、2023年6月22日（木曜日）まで（30営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金226円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,793,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,793,200株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,793,200株）に達し、かつ、買付予定数の上限（3,793,200株）を超えなかったため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2023年6月9日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した応募数	②株式に換算した買付数
株券	3,793,200株	3,793,200株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債	－株	－株
株券等信託受益証券 ()	－株	－株
株券等預託証券 ()	－株	－株
合計	3,793,200株	3,793,200株
(潜在株券等の数の合計)	－	(－株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	－個	(買付け等前における株券等所有割合 －%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	37,932個	(買付け等前における株券等所有割合 40.54%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	37,932個	(買付け等後における株券等所有割合 40.54%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	－個	(買付け等後における株券等所有割合 －%)
対象者の総株主の議決権の数	93,551個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2023年2月6日に提出した第23期第3四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割

合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された2022年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(9,504,200株)から、対象者が2023年5月11日に公表した「2023年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(146,460株)を控除した株式数(9,357,740株)に係る議決権の数(93,577個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

②決済の開始日

2023年6月15日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が2023年5月11日付で公表した「株式会社フュートレック株式(証券コード2468)に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エーアイ

(東京都文京区西片一丁目15番15号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上